

違反被疑行為

1 不当廉売等

複数の契約に係るもの

2 包括契約

- ・ 包括割引
- ・ 割引精算金

個別契約に係るもの

3 中途解約金

大阪ガス

需要家

排除

競争事業者

審査結果等

1 違反事実なし

2 改善措置（契約改定等）

需要家の取引切替えの容易化
(1-2参照)

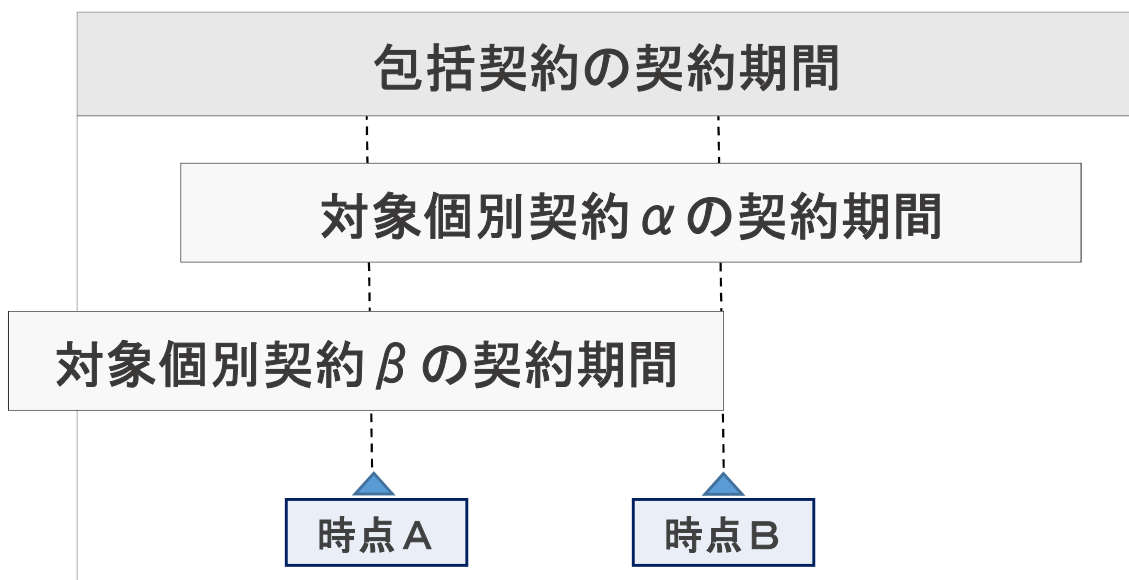
3 改善措置（契約改定）

解約金額の引下げ

審査終了

1 - 2 包括契約等の概要

行為内容等（改善前）



※ 需要家の取引切替えに金銭的負担が発生

		切替え時点	
		A	B
切替え契約	β	- 割引精算金 ($\alpha \cdot \beta$ 分) - αの割引喪失 - βの中途解約金	αの割引喪失
	αとβ	- 割引精算金 ($\alpha \cdot \beta$ 分) - αの中途解約金 - βの中途解約金	αの中途解約金

改善措置等

1 契約βを継続・更新しない場合などに、取引量を勘案して割引額を協議の上で実質的に契約αの割引を継続できる旨を契約書に明記

➡ 割引喪失が減少又はなくなる

2 割引精算金の算定方法を見直し、離脱する契約のみの既割引額とする（継続する契約の割引額は返戻不要）

➡ 割引精算金の引下げ

3 需要家からの期合わせの求めに応じる

➡ 金銭的負担なしで $\alpha \cdot \beta$ の同時切替えが可能に（契約満了時）

取引切替えの容易化